

3 ポジティブリスト制度の施行に伴う食肉衛生検査所の取組み

○山口貴宏 (豊橋市食肉衛生検査所)
千葉みゆき(〃)
松田克也 (〃)
大島由美 (〃)

【はじめに】

平成 18 年 5 月 29 日に施行されたポジティブリスト制度により、全ての農薬等に残留基準が設定された。当所では、薬剤の残留違反のない安全な食肉の流通を図るため、家畜生産者等を対象に当制度の説明会などを開催するとともに、動物用医薬品等の残留物質検査法についても検討を加えたので概要について報告する。

【材料及び方法】

1 生産者等とのリスクコミュニケーション: 生産者及び集荷者に対して、各農協、団体等を通じて説明会を開催するとともに、リーフレットを配布してポジティブリスト制度の周知と獣畜の病歴及び投薬歴の申告の徹底を図った。また、愛知県東三河家畜保健衛生所及び臨床獣医師と定期的に開催している情報交換会において、臨床獣医師に対し、当制度の周知、申告等についての生産者への指導ならびに診断書等の詳細な記載を依頼した。

2 残留物質検査体制: 当所では、平成 11~13 年に生産者に対し実施した薬剤の使用状況調査をもとに残留物質検査を実施してきた。今回、最新の使用状況を把握するため、平成 17、18 年に動物用医薬品(190 薬剤)について臨床獣医師、生産者に対して新たに調査を実施し、その結果を使用頻度、体内残留性及び毒性を考慮したうえで残留リスクの評価を行った。評価の結果、高リスクと判断された薬剤を優先的に検査対象に加え、日常行う残留物質検査に導入した。残留物質検査の対象は主に病畜、残留の疑いがあるものであるが、健康肥育豚についても全農家を対象として定期的にモニタリング検査を実施している。

【まとめ】

農協等や情報交換会での説明会開催後は、病歴及び投薬歴の申告が増加するとともに、内容が詳細となり、より的確な残留検査の実施が可能となった。当所ではバイオアッセイによる腎臓の直接法、HPLC による合成抗菌剤・寄生虫用剤の迅速一斉分析法をスクリーニング検査として実施しており、今回の調査結果から、3 薬剤を一斉分析法の検査対象に追加した。また残留違反となつた食肉の生産者に対しては家畜保健衛生所に指導を依頼し、再発防止に努めている。今後も生産者、臨床獣医師との連携をより一層強化し、食肉の安全性確保に努めていきたい。